

諫早市公告第 1 1 1 号

山茶花高原園内移動用施設撤去工事について、一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

諫早市長      大久保   潔   重

記

一般競争入札（事後審査型）を執行するにあたり必要な事項を定める。

必要な事項は入札説明書（共通事項）及び入札説明書（個別事項）に記載する。